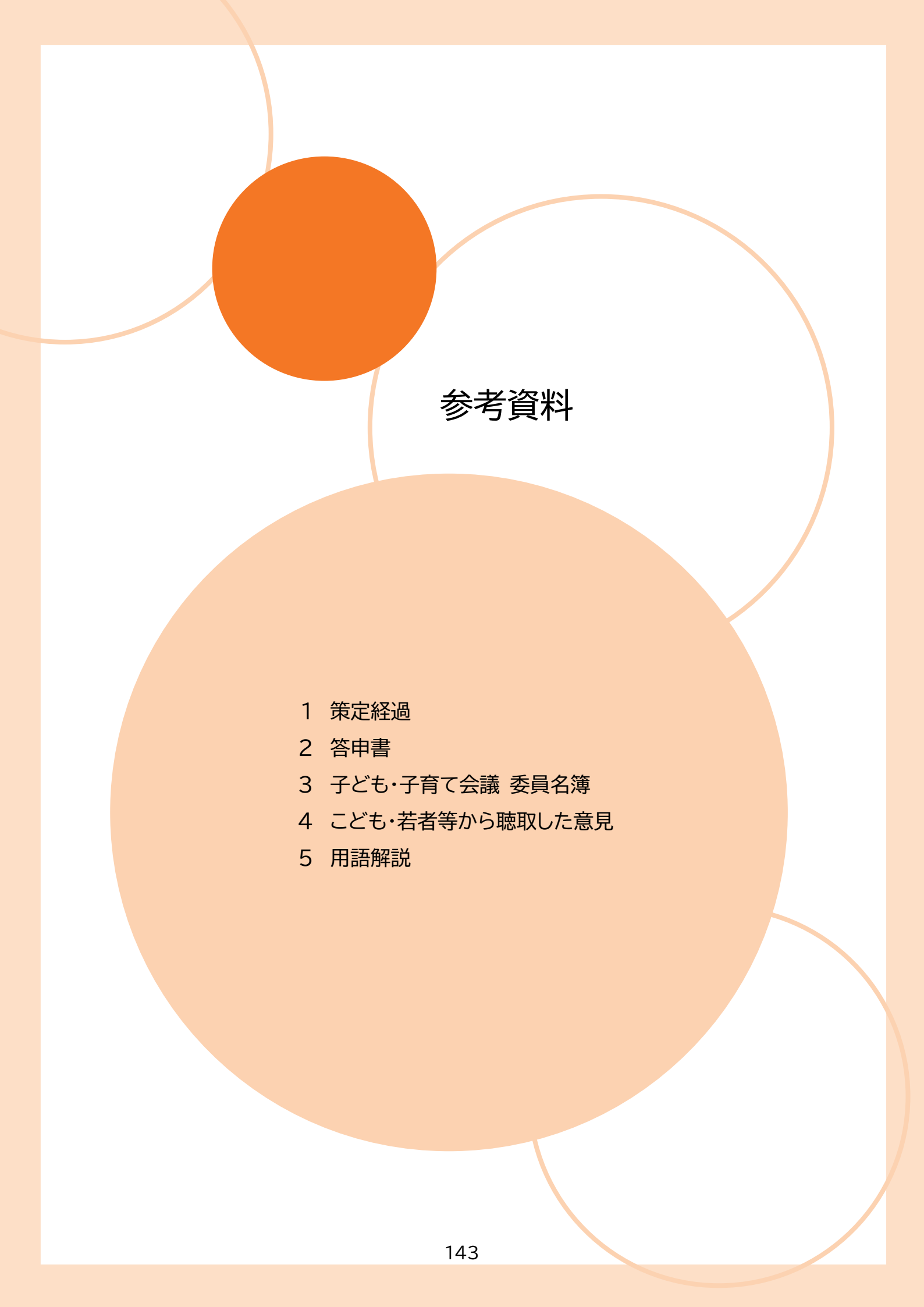


The page features a decorative design with several overlapping orange circles and thin orange lines. A large, solid orange circle is positioned in the upper left quadrant. Below it, a large, light orange circle dominates the center of the page. To the right of the large light orange circle, there is a large, thin orange circle. A thin orange line curves from the top left, passing through the large solid orange circle, and then curves around the right side of the large light orange circle. Another thin orange line curves from the bottom right, passing through the large light orange circle, and then curves around its left side.

参考資料

- 1 策定経過
- 2 答申書
- 3 子ども・子育て会議 委員名簿
- 4 こども・若者等から聴取した意見
- 5 用語解説

1. 策定経過

年度	月日	内容
令和5年度	9月25日～10月20日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査
	12月4日～1月26日	子ども・若者の意識と生活に関する調査 若者の意識と生活に関する調査
令和6年度	5月2日	(仮称)川越市こども計画について、市長から川越市社会福祉審議会委員長に諮問
	5月9日	令和6年度第1回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(子ども・子育て会議) (1)(仮称)川越市こども計画策定に向けて実施した調査について (2)(仮称)川越市こども計画策定に関する諮問について (3)(仮称)川越市こども計画の策定について
	7月2日	令和6年度第2回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(子ども・子育て会議) (1)第2期川越市子ども・子育て支援事業計画令和5年度達成状況及び計画達成状況について (2)川越市こども計画の施策体系について (3)こども等への意見聴取の実施について
	7月8日～7月19日	こどもの居場所に関するオンラインアンケート
	7月9日～8月7日	こども・若者からの意見聴取
	8月9日	令和6年度第3回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(子ども・子育て会議) ★児童発達支援センター利用保護者からの意見聴取 (1)こども等への意見聴取の実施について (2)こどもの居場所に関するオンラインアンケート調査について (3)川越市こども計画の策定について
	10月11日	令和6年度第4回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(子ども・子育て会議) (1)川越市こども計画における量の見込みと確保方策について (2)川越市こども計画(素案)について
	11月13日	令和6年度第5回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(子ども・子育て会議) (1)川越市こども計画(原案)について (2)川越市こども計画(こども向け概要版)について
	11月27日～12月26日	意見公募(パブリックコメント)の実施
	2月6日	令和6年度第6回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(子ども・子育て会議) (1)川越市こども計画の策定について ・パブリックコメントの結果について ・答申(案)調整について (2)川越市こども計画(こども版)について
	2月18日	(仮称)川越市こども計画について、川越市社会福祉審議会委員長から市長へ答申

2. 答申書

川 社 審 第 2 3 号
令和7年2月18日

川越市長 森田 初恵 様

川越市社会福祉審議会
委員長 佐藤 陽

(仮称) 川越市こども計画について (答申)

令和6年5月20日付け、川こ政発第90号で諮問のありました標記の件につきまして、下記のとおり答申します。

記

川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、延べ6回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねてきました結果、別添「川越市こども計画(案)」を取りまとめました。

貴職におかれましては、この答申を十分に踏まえて、「川越市こども計画」を策定されるよう要望するとともに、当該計画の実施にあたっては、各委員の意見を尊重しながら進行管理に努め、計画を着実に達成されるよう要望します。



3. 子ども・子育て会議 委員名簿

(敬称略、順不同)

No.	氏名		選出団体・役職
1	会長	平野方紹	学識経験者 (元立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授)
2	副会長	鈴木晶夫	川越市私立保育園協会 (社会福祉法人川越福祉会理事長)
3	委員	今野英子	川越市議会(日本共産党議員団)
4	委員	松本きみ	川越市議会(川越志政会)
5	委員	中田和樹	児童養護施設 (母子生活支援施設カーサライラック 施設長)
6	委員	小寺智子	学識経験者(弁護士)
7	委員	影山優子	学識経験者(西武文理大学サービス経営学部健康福祉マネジメント学科教授)
8	委員	井守理枝子	川越市民生委員児童委員協議会連合会主任児童委員部会
9	委員	有光博	埼玉県川越児童相談所
10	委員	山田誠次	川越市障害者団体連絡協議会
11	委員	山本正隆	川越市私立幼稚園・認定こども園協会(南双葉幼稚園園長)
12	委員	堀口雪子	川越市校長会(大東西小学校校長)
13	委員	鈴木友子	川越人権擁護委員協議会
14	委員	田村宏	川越商工会議所
15	委員	長峰す美子	川越市保健推進員協議会
16	委員	榎本英恵	埼玉県助産師会川越地区
17	委員	近藤麻由子	NPO 法人川越子育てネットワーク
18	委員	福木孝	連合埼玉川越・西入間地域協議会
19	委員	春原稔	公募委員

4. こども・若者等から聴取した意見

(1) こども・若者から聴取した意見

本市職員が学校を訪問する等して、小学生・中学生・高校生・特別支援学校生徒・大学生・若者に、対面で意見聴取を実施しました。6つのテーマ毎に聴取した主な意見を以下に紹介します。実施概要は本計画書10ページを参照ください。

こどもが市役所へ意見を出しやすくするために必要なこと・必要な環境

(対象:小学生・中学生・高校生・特別支援学校生徒・大学生)

- ・こどもだけで市役所に行けないので、今回の意見聴取のように職員が学校に来てくれば意見を言いやすい。【小学生・中学生からの意見】
- ・LINE等のSNSを使ったアンケートであれば意見を出しやすい。
【中学生・高校生・特別支援学校生徒・大学生からの意見】
- ・自分が出した意見で変わったこと(成果)が見えると、次にまた意見を出したいと思えるし、それを見た他のこどもも意見を出したくなると思う。【大学生からの意見】

放課後や休日に過ごしたい場所 (対象:小学生・中学生・高校生・特別支援学校生徒・大学生)

- ・こどもは移動手段も限られるため、そのことを考慮して居場所をつくってほしい。
(移動可能な範囲内に居場所を設ける、又はこどものための移動手段を設ける等)
【小学生・中学生からの意見】
- ・自習することができるスペースがほしい。(学校の図書室を自習で使うことができない。自習スペースにWi-Fiや電源があれば嬉しい。リアルタイムで空き状況がわかると嬉しい。)
【中学生・高校生・大学生からの意見】
- ・夏はエアコンで涼しく、冬は暖房で暖かい室内で友達とおしゃべりできるなど、自由に過ごせるスペースがほしい。【中学生・高校生・大学生からの意見】

将来について不安に思うこと、また川越市にサポートしてほしいこと

(対象:高校生・特別支援学校生徒・大学生・若者)

不安に思うこと

- ・一人暮らしをうまくできるか、また経済的に自立できるか不安に思う。
【高校生・特別支援学校生徒からの意見】
- ・今後の人口減少に伴う事業(売上)への影響が不安である。【若者からの意見】

行政にしてほしいサポート

- ・生活のこと等、気軽に相談できる場所があれば嬉しい。また、どこに相談すればよいのかわからないので、SNSで発信してほしい。【高校生・大学生からの意見】
- ・日本の職場文化を知りたいので、外国人留学生向けに日本で働く外国人の先輩からアドバイスを受けられる場があると嬉しい。【大学生からの意見】

参加してみたいと思える社会活動（対象：大学生）

- ・多世代の参加者全員が同じ感覚や思いを持てるような活動やイベントに参加したい。また、川越を舞台にした作品(アニメ等)とコラボしたイベントであれば参加したいと思う。
- ・日本人と外国人の学生による交流イベントの場が多くあれば嬉しい。
- ・大学生の中にはSNSの動画編集の技術力が高い人がいるので、例えば市の魅力を発信するPR動画制作等で市と学生とでコラボできたら面白いと思う。

ヤングケアラー事例認知の有無、及び想定される支援（対象：大学生）

- ・ヤングケアラーである状況を解決することも大事だが、まずはこども本人から話を聞いてあげることが大切だと思う。
- ・こどもから見える世界は狭いので、ヤングケアラーであってもそれが当たり前だと思っている可能性がある。そのため、ヤングケアラーの定義をわかりやすく周知し、気づきを与えることが重要であり、併せて、自身がヤングケアラーであるために失う可能性のある機会(勉強時間や友達と遊ぶ時間等)を示してあげることで、こども自身に声を上げてもらえるように促すことも必要だと思う。
- ・こども自身が声をあげるのはハードルが高いため、周囲の大人に気づきを与えることも有効だと思う。

川越市で住み続けたい、又は川越市に移住したいと思ってもらうために必要なもの

（対象：若者）

- ・市がこどもの教育にどれだけ力を入れているかは定住の一つの判断材料となるかと思う。そのため、市として教育に力を入れていることや、独自に取り組んでいるもの等、外部に積極的に周知すればよいのではないかな。また、周知の際には、文字ばかりではなく、図示する等、市民に読みやすいものとしてほしい。
- ・川越は繁華街もあり、郊外には豊かな自然もあるバランスの良い住みやすい街だと思う。また、特徴として観光地という点もあるが、日帰りで立ち寄る方がほとんどであり、なかなか郊外まで立ち寄る観光客はいない。そこで、観光客に対し、郊外の豊かな自然もうまくPRできれば、移住につながるのではないかなと思う。
- ・交通の便が悪く、自家用車がなければなかなか郊外に住むことは難しいと思う。(シャトルバスもあるが便数が少なく、利用しづらい。)

(2) 児童発達支援センター利用保護者から聴取した意見

「令和6年度第3回川越市子ども・子育て会議」の中で、児童発達支援センター利用保護者に意見聴取を実施しました。主な意見を以下に紹介します。実施概要は本計画書11ページを参照ください。

【障害のあるこどもの保護者】

- ・こどもは4歳になるが今もおむつが必須である。療育手帳でB判定を受けているものの、B判定以下だと紙おむつの支給がなく、おむつの購入費が経済的に負担となっている。B判定以下でもおむつが必要なこどもがいることを理解してもらい、おむつを支給してほしい。
- ・外出先でのおむつ替え台が小さいため、障害のあるこどもにとって使いづらいと感じている。多目的トイレのベッドも同様だが、特に体が大きくなったこどもの場合、安全におむつ替えをすることが難しいことがある。また、おむつ替え台や多目的トイレの数が少ないと感じている。そのため、より大きなおむつ替え台の設置や多目的トイレの増設をしてほしい。
- ・同じ障害のあるこどもの先輩ママの子育て論や実体験など、リアルな話を聞きたいと思う。そのような交流ができる場所に、もっとオープンに誰でも参加できるような仕組みがあればよい。現状、日程の縛りなどで、なかなかそのような場に参加できていないので、実施日数が増えるなど、柔軟に参加できるようにしてほしい。

【医療的ケアが必要なこどもの保護者】

- ・現在、在宅酸素や気管切開、吸引等が必要な医療的ケア児は通学バスを利用することができない。小学校入学後は看護師が同伴してくれる福祉タクシーの利用を予定しているが、週1回程度しか利用できないと聞いている。また、看護師を派遣する事業所を探すことが難しいという声もある。利用回数の見直しを検討するとともに、看護師を派遣してくれる事業所を探すことについて川越市や学校等に支援してもらえると助かる。
- ・医療的ケア児専用の通園・通学車両の運行を検討してほしい。東京都では既に医療的ケア児専用通学車両の運行が行われており、ガイドラインも策定されている。川越市でも、埼玉県や近隣の市町村と連携して、実態に即したガイドラインを策定し、運用してほしいと思う。
- ・保護者への就労支援が不足していると感じている。障害があるこどもを持つ家庭では、預け先が見つからず職場復帰が難しいケースが多い。こどもを預けるには療育と保育の両方が必要であるが川越市内でそのような施設は限られていること、またこどもを預けられる時間に限りがあることや夏休み等の長期休暇には預けられないことが職場復帰できない要因となっている。そのため、川越市児童発達支援センターには療育と保育の両方を提供し、保育園と同様の保育標準時間での預かりを実現してほしいと思う。また、小学校において医療的ケアが必要なこどもは入学後に親の付き添いが必須で、その期間が長いことが多い。学校内での教員等による医療行為が制限されているため、親は毎日付き添わざるを得ず、これが就労を困難にし、経済的な負担を大きくしていることを知してほしい。

5. 用語解説

あ行

●愛着形成

こどもが親などの特定の他者に対して情愛的なきずなをもち、自己肯定感など心の発達の基盤を育むこと。

●育児休業

労働者が原則として1歳に満たない子を養育するためにする休業。ただし、保育園に入所できないなどの一定の要件に該当する場合は、2歳まで休業可。

●医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む)。

●SDGs

「SDGs=Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称である。平成27年9月に国連のサミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴールと169のターゲット(具体目標)で構成されている。

●オールマイティーチャー

積極的な生徒指導を推進し、こどもたちの心の教育や学力向上、いじめの未然防止等、各学校における様々な課題を解決するために配置する市費臨時講師。

か行

●学童保育室

市内在住で小学校に就学している児童のうち、その保護者が就労等により常時留守になっている世帯の児童を対象に、児童の健全な育成を図るため、授業終了後や夏休み等に市が提供している生活の場。

●加速化プラン

こども未来戦略の中で、集中的に取り組む具体的な施策を掲げたもの。子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進を主な施策とする。

●家庭児童相談員

こどもに関する発達や学校生活、人間関係等の悩み等に関し、専門的に相談指導業務に従事する者。

●家庭的保育事業

家庭的保育者が自宅又はその他の場所で、乳幼児の保育を行う事業。地域型保育事業の1つ。

●キャリア教育

キャリアとは、人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねであり、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

●教育・保育施設

認定こども園、幼稚園、保育所の総称。

●居宅訪問型保育事業

保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業。地域型保育事業の1つ。

●合計特殊出生率

ある年の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、その年の出生状況がその後も変わらないと仮定した場合に、一人の女性が一生の間に産むことが見込まれるこどもの数に相当するもの。

●コーホート変化率法

各コーホート(同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

●こども家庭センター

市内在住の妊産婦、子育て世帯、こどもたちに対し、母子保健部門と児童福祉部門が連携を強化し、一体的な相談支援を行うところ。専門的な相談を受けることができるように、資格を持った職員が配置されている。

●こども基本法

全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に施行された法律。こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。

●子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画及び、その他子ども・子育て支援に関する業務を円滑に実施するための計画。

●子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域のこども・子育て支援を総合的に推進するための法律。子ども・子育て支援給付、その他のこども及びこどもを養育している者に必要な支援について定める。

●こども食堂

こどもがひとりでも安心して行くことができる所で、ごはんを無料又は安価で食べることができる。

●こども大綱

こども基本法に基づき、幅広いこども政策に関する基本的な方針を定めることを目的に策定され、令和5年12月に閣議決定された。これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策の推進に関する大綱を1つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたもの。「こどもまんなか社会」の実現を目指している。

●こどもの最善の利益

「児童の権利に関する条約」で定められている4つの原則の1つ。こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えるべきである、という考え方。

●子供の貧困対策に関する大綱

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」で策定が定められている大綱。現在から将来にわたって、全てのこどもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指している。子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、こどものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じるため、基本的な方針、指標、重点施策等を盛り込んでいる。

●こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと、その他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立する

ことのないようにするため、基本理念や基本となる事項を定め、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的としている。令和6年6月に法律名が「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から改められるとともに、目的、基本理念、基本的施策などの充実が盛り込まれた。

●こどもまんなか社会

こども大綱では、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」としている。

●こども未来戦略

若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指し、3つの基本目標(①若者・子育て世代の所得を増やす、②社会全体の構造や意識を変える、③すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく)を掲げて令和5年12月に策定された戦略。

●子ども・若者育成支援推進大綱

子ども・若者育成支援推進法に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの。基本的な方針として5つの重点課題を挙げ(1. 全ての子供・若者の健やかな育成、2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援、3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備、4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成、5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援)、それらに対して基本的な施策を示している。

●子ども・若者育成支援推進法

こども・若者の健やかな育成、こども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について定め、総合的なこども・若者育成支援のための施策を推進することを目的としている。令和6年6月の改正で、ヤングケアラーの定義を初めて法律に明記し、国・自治体などが支援に努めるべき対象に加えた。

さ行

●事業所内保育事業

会社の事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育を行う事業。地域型保育事業の1つ。

●次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に施行された法律。国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策について定める。

●児童虐待

保護者が監護する18未満のこどもに対して行う行為で、次の4タイプに分類される。殴る・蹴るなど体に暴行を加える「身体的虐待」、わいせつな行為を行う「性的虐待」、こどもの保護を怠ったり養育を放棄したりする「ネグレクト」、言葉や態度などでこどもの心を傷つける「心理的虐待」。

●児童発達支援センター

市が運営する児童福祉施設で、発育発達に不安や心配のある就学前の児童の育ちと家族の子育てを支援している。「相談支援(一般相談・計画相談)」「専門相談」「親子教室」「通園(児童発達支援)」「保育所等訪問支援」等を行っている。

●児童福祉施設

児童福祉法に基づいて、児童福祉に関する事業を行う施設の総称。児童福祉法に定めのある児童福祉施設は次の13施設。助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター。

●児童福祉法

18歳未満の児童の健全育成と児童福祉の保障等に関する根本的・総合的な法律。児童等の定義のほか、児童福祉審議会、児童委員、児童相談所等の児童福祉機関の設置・運営、各種在宅福祉サービス、児童福祉施設及びそれらに要する費用等が定められている。

●児童養護施設

児童福祉法に定められた児童福祉施設の1つで、保護者のない児童、虐待されている児童など環境上養護を要する児童を入所させて、これを養育し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

●小規模保育事業

少人数(定員6人から19人)を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもと、個々にあったきめ細やかな保育を行う事業。地域型保育事業の1つ。

●食育

生涯を通じて健全な食生活を実践するために、正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、食文化を継承し、自然の恵みなどを理解するもの。

●スクールソーシャルワーカー

課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るために配置された、教育分野と社会福祉分野の知識・経験を有する専門職。

●成育医療等基本方針に基づく計画策定指針

令和5年3月に閣議決定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を踏まえた計画を各地方自治体が策定する際の手引き。計画の内容、計画の策定手順、期間、他計画等との関係等が示されている。

た行

●待機児童

保育園等の利用申込者数から、保育園等を実際に利用している人の数と、育児休業中の人などいわゆる「除外4類型」に該当する人数を除いた数。

●多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

●地域型保育事業

児童福祉法に基づき、多様な施設や事業者を市町村が認可する保育事業。主に待機児童の多い0歳児から2歳児が対象で、少人数の単位で保育を行う。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの類型がある。

●地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業。保育を必要とするこどもやその家族だけでなく、全ての子育て家庭を支援することを目的としている。

●デートDV

交際相手からの暴力のこと。暴力には、精神的、身体的、経済的、性的なものなど、様々な種類がある。

●特定教育・保育施設

市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認した教育・保育施設のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

●特定地域型保育事業

地域型保育給付費の支給対象となる事業を行う者として、市町村長の確認を受けた事業者が行う地域型保育事業。

な行

●認可外保育施設

認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業以外の保育を行うことを目的とする施設(保育者の自宅で行うもの、少人数のものを含む)の総称。また、幼稚園以外で幼児教育を目的とする施設において、概ね週5日、年間39週以上、施設で保護者と離れることを常態としている場合も、認可外保育施設に含まれる。

●認定こども園

就学前の児童の教育と保育を一体的に行う幼稚園機能と保育園機能を併せ持つ施設。0歳児から3歳児は保育時間、4歳児から5歳児は教育時間・保育時間のいずれかを利用できる。

は行

●発達障害

発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定められているもの。

●不育症

妊娠はするものの、2回以上の流産・死産あるいは早期新生児死亡の既往がある場合。

●副食材料費

おやつを含む、主食(お米、麺、パン等)以外のすべてを対象とする食材料費のこと。

●プレコンセプションケア

プレ(Pre)は「前に」、コンセプション(Conception)は「妊娠・受胎」を表し、ケアと併せて「妊娠前の健康管理」を意味する。2012年にはWHO(世界保健機関)が「妊娠前の女性とカップルに医学的・行動学的・社会的な保健介入を行うこと」と定義し、様々な健康支援の場で取り上げられている。

●保育コンシェルジュ

保育課(市役所3階)や子育て世代包括支援センター(U-PLACE3階川越市民サービスステーション内)において、保育を希望される方からの入園に関する相談を受け、保護者の希望や就労状況等を確認し、認可保育園や一時預かり保育など個別のニーズに合った施設や保育サービスの情報を提供する保育士。

●放課後子供教室

こどもたちが放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験や活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、学習や体験・交流活動を行うもの。

●放課後等デイサービス

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)又は難病により、療育を必要とする小学生から高校生を対象に、学校終了後又は休業日に、生活能力の向上のための支援、社会との交流の促進などを行う障害児通所支援サービスの1つ。

●母子及び父子並びに寡婦福祉法

母子家庭等及び寡婦の福祉に関して定め、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とした法律。母子家庭等への福祉資金の貸付けや就業支援事業、自立支援給付金などの支援措置について定める。

●母子・父子自立支援員

配偶者のいない者で児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び相談指導や、職業能力の向上及び求職活動に関する支援に従事する者。

ま行

●民生委員・児童委員

民生委員は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

や行

●ヤングケアラー

「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として子ども・若者育成支援推進法に定められている。こどもにおいては、こどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間(遊び・勉強等)を、若者においては、自立に向けた移行期として必要な時間(勉強・就職準備等)を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指すものである。

●要支援児童

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童である要保護児童を除き、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童。

●要保護児童

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。

●要保護児童対策地域協議会

虐待を受けたこどもを始めとする要保護児童等の早期発見や適切な保護又は支援を図るため、関係機関で必要な情報の交換や支援内容の協議を行う場として児童福祉法に位置づけられた協議会。

ら行

●ライフデザイン

ワーク・ライフ・バランスや生活環境の形成など、家庭や地域、コミュニティなど身近な生活の関わりを軸に、自分の将来をイメージして行動指針を作ること。

わ行

●ワーク・ライフ・バランス

働く全ての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

川越市こども計画

令和7年度～令和11年度

発行年月 令和7年3月

発行 川越市こども未来部こども政策課

〒350-8601 埼玉県川越市元町1-3-1

TEL 049-224-8811(代表)

TEL 049-224-6278(直通)

FAX 049-223-8786

HP <https://www.city.kawagoe.saitama.jp>



川越市シンボルマーク

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

